

広島県水道広域連合企業団管理規程第4号

広島県水道広域連合企業団職員の任用に関する規程を次のように定める。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の任用に関する規程

(趣旨)

第1条 広島県水道広域連合企業団の職員の任用に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命することをいう。
- (2) 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として企業長が定めるものをいう。

(任命の方法)

第3条 職に欠員が生じた場合は、採用により職員を任命するものとする。

(選考による採用)

第4条 次に掲げるものへの採用は、選考によって行うものとする。

- (1) 国家公務員の職、他の地方公共団体の職その他これらに準ずる職に正式についている者をもって補充しようとする職でその者が現についている職と同等以下と企業長が認める職
- (2) 非常勤の職

(選考の目的)

第5条 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適正を有するかどうかを個別に判定することを目的とする。

2 前項に規定する判定は、任用される職又はその群に応じて学歴、知識又は技能、資格その他の企業長が定める適格性を有することを基準として行うものとする。

(選考の方法)

第6条 選考は、必要に応じて筆記試験、口頭試問その他の方法を用いるものとする。

(条件付採用と正式採用)

第7条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項の規定による条件付採用については、当該条件付採用期間の終了前に企業長が別段の措置をしない限り、その期間の終了した日の翌日において職員の採用は、正式のものとなるものとする。

(条件付採用期間の継続)

第8条 条件付採用期間中の職員を他の職に任命した場合には、新たに条件付採用期間が開始する場合を除き、その条件付採用期間は、引き続くものとする。

(条件付採用期間の延長)

第9条 条件付採用期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない職員の条件付採用期間については、当該職員の任期を限度として、その勤務した日数が90日に達するまでこれを延長するものとする。

(委任規定)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。